

山形県中小企業スーパー・トータルサポート補助金

「設備投資等促進事業」 (新型コロナ緊急対応枠) 【令和2年度 応募要領】

新型コロナウイルスの感染防止に資する物品の製造活動に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するとともに、感染防止対策関連品の供給体制の強化を図るため、感染防止に資する事業として山形県知事が認定したものに対し補助金を交付するものです。

1 補助対象事業

中小企業者が新型コロナウイルスの感染防止に資する物品の製造活動として取り組む、感染防止対策関連品（アルコール消毒液、防護服、フェイスシールド、アクリルシールド、マスクなど）の製造等に係る設備投資を伴うものに限ります。

- ※ 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェア・情報システムを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価30万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。
- ※ その他、補助対象要件の詳細については、令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり補助金の公募要領に準じます。

対象となる感染防止対策関連品

アルコール消毒液（消毒液、アルコール液）、防護服、ブーツカバー、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット、アクリルシールド（アクリル板）、透明ビニールシート、防護スクリーン、除菌剤噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機など新型コロナウイルスの感染拡大防止に直接的な効果が期待される物品

2 補助対象者

山形県内に事業所を有し、新型コロナウイルスの感染防止に資する物品の製造活動に取り組む中小企業者（商工業者に限る）で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者。

- ※ 本事業における中小企業者とは、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者です。
ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する者は大企業とみなし、補助対象者から除きます。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企

業者

- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ※ 本事業における商工業者とは、「商工会議所法」第7条及び「商工会法」第2条に規定する商工業者です。なお、医師・歯科医師・助産師等は商工業者でないため、補助対象者になりません。
- ※ 令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり補助金で補助対象者となっている特定非営利活動法人は、補助対象者なりません。
- ※ 令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり補助金の応募を前提とはしておりません。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

(1) 補助率 : 2／3以内

(2) 補助上限額 : 500万円以内(※)

※ 補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。

(3) 補助対象経費 : 補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるものに限ります。ただし、令和2年4月7日まで遡及可能とします。

補助対象となる経費は下表のとおりです。

(4) 予算額 : 3,000万円

○補助対象となる経費

| 経費区分 | 説明 |
|--------------|--|
| 機械装置・システム構築費 | ①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築、借用に要する経費 ③①もしくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費 |
| 技術導入費 | 本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費 |
| 専門家経費 | 本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 |
| 運搬費 | 運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 |
| クラウドサービス利用費 | クラウドサービスの利用に関する経費 |
| 原材料費 | 試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| 外注費 | 新製品の開発に必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費 |
| 知的財産権等関連経費 | 新製品の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費 |
| 広告宣伝・販売促進費 | 本事業で開発する製品にかかる広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等にかかる経費 |

※設備投資（機械装置・システム構築費（単価30万円（税抜き）以上））が必要です。

※機械装置・システム構築費以外の経費については、総額で250万円（税抜き）までを補助上限額とします。

※その他、補助対象経費の詳細については、令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり補助金の公募要領に準じます。

※予算の範囲内での採択となるため、補助金交付申請額が減額して認定される場合があります。

4 補助事業実施期間・実績報告書提出期限

(1) 補助事業実施期間：

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日まで遡及可能）から令和3年1月29日（金）まで【期限厳守】

(2) 実績報告書提出期限：

事業終了後15日以内、又は 令和3年2月10日（水）まで

5 応募手続き

(1) 応募及び問い合わせ先

山形県中小企業スタートアップサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階
TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

(2) 応募期間

令和2年5月25日（月）から6月15日（月）まで

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日必着）

(4) 提出書類 6部（正本1部、副本5部）

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<https://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

① 事業計画認定申請書【様式1】

② 事業計画書【様式2】

※令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり補助金の公募要領を参考に記入してください。

③ 事業計画確認書【様式3】

※認定支援機関が発行した確認書を提出してください。

④ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。

⑤ 入手価格の妥当性を証明できる書類（任意）

※有効期間内の見積書、カタログ・パンフレット等を提出してください。

⑥ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット（自社にホームページ等がない方）

(5) 書類作成上の留意点

① 事業計画書等様式の用紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラット

ファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。

- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- ④ 事業計画書等の申請書類データをCD-Rで提出する必要はありません。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、新型コロナウイルスの感染防止及び本県中小企業の付加価値向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書の記載及び別途制定する補助金交付要綱の規定に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、認定支援機関名等をHP上で公表します。

7 スケジュール（予定）

| | 実施時期 |
|--------------|-------------------|
| 応募受付 | 5月25日（月）～6月15日（月） |
| 審査会 | 6月下旬 |
| 結果の通知 | 7月上旬 |
| 補助金交付申請・交付決定 | 7月中旬以降 |

※応募に関する相談は、隨時受け付けます。

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

- (1) 事業者への補助金の支払いは、原則として補助事業完了後の精算払いとします。
- (2) 補助事業の完了とは、事業計画書に基づく設備投資等の完了のほか、購入物品の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもつて書類を提出してください。

- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いしますので、御協力願います。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力ををお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

山形県中小企業スーパー・トータルサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL. 023-665-1077

山形県産業労働部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2369

別表：審査項目

| 審　查　項　目 |
|--|
| (1) 補助対象事業としての適格性 以下の補助対象外事業に該当しないこと。 ① 本応募要領にそぐわない事業 ② テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む。）や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業 ③ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業 ④ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業 ⑤ 公序良俗に反する事業 ⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業 ⑦ 設備投資（機械装置・システム構築費 単価30万円以上（税抜き））を伴わない事業 ⑧ 機械装置・システム構築費以外の経費に設定されている上限を超える補助金を計上する事業 ⑨ その他 <ul style="list-style-type: none">・事務局が指定した応募申請書類様式と異なる様式で応募してきた案件・補助金申請額が補助上限額を超える案件・事業類型に対象となっていない補助対象経費科目を使用している案件・同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件・必要な書類が添付されていない案件・その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件・補助対象事業者に該当しなくなった場合（みなし大企業含む） |
| (2) 技術面 ① 新型コロナウィルス感染防止に資する物品の開発・生産活動に取り組む計画であり、「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」に沿った取組みであるか。 ② 製品・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。 ③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。 ④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。 |
| (3) 事業化面 ① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関からの十分な資金の調達が見込まれるか。 ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。クラウドファンディング等を活用し、市場ニーズの有無を検証できているか。 ③ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。 ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか |

(4) 政策面

- ① 県が参入・集積を促進する「先端分野」（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）・「成長期待分野」（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）と整合性がとれているか。
- ② 設備導入することで、賃金の改善や雇用の増加など、地域経済への波及効果が期待できる計画であるか。
- ③ 自力で事業計画を達成するのが困難な事業者か。
- ④ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。
- ⑤ 当補助金を活用して行う設備投資の規模は適切か。